

別表第1 行政文書の保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例	
法令の制定又は改廃及びその経緯					
一	法律の制定又は改廃及びその経緯	立案の検討	イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書	三十年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
			ロ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。）		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			ハ 専門的知識を有する者等が集まった懇談会その他の会合（以下「懇談会等」という。）における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。）		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言
			ニ 立案に活用した調査又は研究に関する文書		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
				アリング
	法律案の審査	内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）第三条第一号に規定する審査、意見及び所要の修正に関する文書（審査内容が記録された文書を含む。）		<ul style="list-style-type: none"> ・法制局提出資料 ・審査録
	他の行政機関との協議	他の行政機関との協議に関する文書（協議案、他の行政機関の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。）		<ul style="list-style-type: none"> ・協議案 ・各省の質問・意見 ・各省の質問・意見に対する回答
	閣議の求め	閣議を求めるための決裁文書（添付資料を含む。以下同じ。）		<ul style="list-style-type: none"> ・5点セット（要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書
	国会審議	イ 国会審議に関する文書（趣旨の説明、想定される質問に対する回答に関する文書、審議内容が記録された文書を含む。）		<ul style="list-style-type: none"> ・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録
		ロ 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第五十七条の三に規定する国会議員の発議にかかる法律案等についての内閣の意見陳述に関する文書		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣意見案 ・閣議請議書
	官報公示	官報公示に関する文書		<ul style="list-style-type: none"> ・官報の写し
	解釈又は運用の基準の設定	イ 解釈又は運用の基準の設定に活用した調査又は研究に関する文書		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
		ロ 解釈又は運用の基準を設定するための決裁文書		<ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説 ・ガイドライン

事項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
					<ul style="list-style-type: none"> ・運用通達 ・運用の手引
二	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	締結の検討	イ 外国政府との交渉に関する文書	三十年	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉開始の契機 ・交渉方針 ・想定問答
			ロ 関係行政機関との連絡調整に関する文書（関係行政機関の質問又は意見、関係行政機関の質問又は意見に対する回答に関する文書を含む。）		<ul style="list-style-type: none"> ・協議案 ・各省の質問・意見 ・各省の質問・意見に対する回答
			ハ 締結に活用した調査又は研究に関する文書		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・情報収集・分析
		条約案の審査	内閣法制局設置法第三条第一号に規定する審査、意見及び所要の修正に関する文書（審査内容が記録された文書を含む。）		<ul style="list-style-type: none"> ・法制局提出資料 ・審査録
		閣議の求め	閣議を求めるための決裁文書		<ul style="list-style-type: none"> ・閣議請議書
		国会審議	国会審議に関する文書（趣旨の説明、想定される質問に対する回答に関する文書、審議内容が記録された文書を含む。）		<ul style="list-style-type: none"> ・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録
		締結	締結に関する文書（条約書及び批准書を含む。）		<ul style="list-style-type: none"> ・条約書 ・署名・調印書 ・批准・受託書 ・批准書の寄託に関する文書
	解釈又は運用の基準の	イ 解釈又は運用の基準の設定に活用した調査又は研究	<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 		

事項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
		設定	に関する文書		・関係団体・関係者のヒアリング
			□ 解釈又は運用の基準を設定するための決裁文書		・逐条解説 ・ガイドライン ・運用通達 ・運用の手引
三	政令の制定又は改廃及びその経緯	立案の検討	イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書	三十年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
			□ 審議会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。）		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			ハ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。）		・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言
			ニ 立案に活用した調査又は研究に関する文書		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
		政令案の審査	内閣法制局設置法第三条第一号に規定する審査、意見及び所要の修正に関する文書（審査内容が記録された文書を含む。）		・法制局提出資料 ・審査録
	意見公募手続	イ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十九条	・政令案 ・趣旨、要約、参照条		

事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例	
		に規定する意見公募手続を実施するための決裁文書		文、新旧対照条文 ・意見公募要領	
		□ 行政手続法第四十三条に規定する結果の公示等をするための決裁文書		・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由	
		他の行政機関との協議		他の行政機関との協議に関する文書（協議案、他の行政機関の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。）	・協議案 ・各省の質問・意見 ・各省の質問・意見に対する回答
		閣議の求め		閣議を求めるための決裁文書	・5点セット（要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書
		官報公示		官報公示に関する文書	・官報の写し
		解釈又は運用の基準の設定		イ 解釈又は運用の基準の設定に活用した調査又は研究に関する文書 □ 解釈又は運用の基準を設定するための決裁文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・運用通達 ・運用の手引
四	内閣府 令、省令 その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	立案の検討	イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書 □ 審議会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。）	三十年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言

事 項		業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
			ハ 懇談会等における立案の 検討に関する文書（議事が 記録された文書、提出され た文書、報告又は意見が記 録された文書を含む。）		・ 開催経緯 ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、 提言
			ニ 立案に活用した調査又は 研究に関する文書		・ 外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒ アリング
		意見公募手 続	イ 行政手続法第三十九条に 規定する意見公募手続を実 施するための決裁文書		・ 府令案・省令案・規則 案 ・ 趣旨、要約、新旧対照 条文、参照条文 ・ 意見公募要領
			ロ 行政手続法第四十三条に 規定する結果の公示等をす るための決裁文書		・ 提出意見 ・ 提出意見を考慮した結 果及びその理由
		制定又は改 廃	制定又は改廃のための決裁文 書		・ 府令案・省令案・規則 案 ・ 理由、新旧対照条文、 参照条文
		官報公示	官報公示に関する文書		・ 官報の写し
		解釈又は運 用の基準の 設定	イ 解釈又は運用の基準の設 定に活用した調査又は研究 に関する文書		・ 外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒ アリング
			ロ 解釈又は運用の基準を設 定するための決裁文書		・ 逐条解説 ・ ガイドライン ・ 運用通達 ・ 運用の手引
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は 了解及びその経緯					
五	閣議の決 定又は了	閣議	閣議に提出された文書	三十年	・ 案件表 ・ 配付資料

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
解及びその経緯	公布	法律、政令又は条約の公布に関する文書		<ul style="list-style-type: none"> 閣議請議書 公布裁可書（御署名原本）
	予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯	イ 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十八条に規定する閣議を求めるとの決裁文書		<ul style="list-style-type: none"> 概算案 閣議請議書
		ロ 財政法第二十一条及び第二十八条に規定する予算その他の国会に提出する文書		<ul style="list-style-type: none"> 予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） 予算参考資料 閣議請議書
		ハ イに掲げるもののほか、内閣の予算の作成に関し閣議を求めるとの決裁文書		<ul style="list-style-type: none"> 概算要求基準 財政制度等審議会建議 閣議請議書
	決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯	イ 歳入歳出決算に関し閣議を求めるとの決裁文書		<ul style="list-style-type: none"> 歳入歳出決算 閣議請議書
		ロ 財政法第三十九条に規定する決算その他の会計検査院に送付した文書		<ul style="list-style-type: none"> 決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）
		ハ 財政法第四十条に規定する決算その他の国会に提出する文書		<ul style="list-style-type: none"> 決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）
		ニ 財政法第三十五条第三項に規定する閣議を求めるとの決裁文書		<ul style="list-style-type: none"> 総調書 閣議請議書
	質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	イ 内閣法制局設置法第三条に規定する審査、意見及び所要の修正に関する文書（審査内容が記録された文書を含む。）		<ul style="list-style-type: none"> 法制局提出資料 審査録
		ロ 質問主意書に対する答弁に関し閣議を求めるとの決裁文書		<ul style="list-style-type: none"> 答弁案 閣議請議書

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
		ハ 国会法第七十五条第二項に規定する答弁に関する文書		・ 答弁書
	基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に附された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯	イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書		・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 大臣指示 ・ 政務三役会議の決定
		ロ 審議会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。）		・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
		ハ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。）		・ 開催経緯 ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、提言
		ニ 立案に活用した調査又は研究に関する文書		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング ・ 任意パブコメ
		ホ 他の行政機関との協議に関する文書（協議案、他の行政機関の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。）		・ 協議案 ・ 各省の質問・意見 ・ 各省の質問・意見に対する回答
		ヘ 閣議を求めるとの決裁文書		・ 基本方針案 ・ 基本計画案 ・ 白書案

事項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
					・閣議請議書
六	関係機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯	関係機関の長で構成される会議及びこれに準ずる会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関との協議その他の重要な経緯	イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書	十年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示
			ロ 立案に活用した調査又は研究に関する文書		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
			ハ 他の行政機関との協議に関する文書（協議案、他の行政機関の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。）		・協議案 ・各省の質問・意見 ・各省の質問・意見に対する回答
			ニ 会議に提出された文書		・配付資料
			ホ 会議の決定内容又は了解内容が記録された文書		・決定・了解文書
七	省議（これに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯	省議及びこれに準ずる会議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書	十年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示
			ロ 立案に活用した調査又は研究に関する文書		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
			ハ 会議に提出された文書		・配付資料
			ニ 会議の決定内容又は了解内容が記録された文書		・決定・了解文書
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯					

事 項		業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
八	複数の行政機関による申合せ	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関との協議その他の重要な経緯	イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書	十年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示
			ロ 立案に活用した調査又は研究に関する文書		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
			ハ 他の行政機関との協議に関する文書（協議案、他の行政機関の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。）		・協議案 ・各省の質問・意見 ・各省の質問・意見に対する回答
			ニ 他の行政機関と協議した会議に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書を含む。）		・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料
			ホ 複数の行政機関による申合せの内容が記録された文書		・申合せ
九	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書	十年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
			ロ 審議会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。）		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言

事項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
			ハ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。）		・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言
			ニ 立案に活用した調査又は研究に関する文書		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
			ホ 他の行政機関に対して示す基準を設定するための決裁文書		・基準案
			ヘ 他の行政機関に通知した文書		・通知
十	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書	十年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
			ロ 審議会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。）		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			ハ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。）		・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言
			ニ 立案に活用した調査又は研究に関する文書		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ

事項		業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
					アリング
			ホ 地方公共団体に対して示す基準を設定するための決裁文書		・ 基準案
			ヘ 地方公共団体に通知した文書		・ 通知
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
十一	個人の権利義務の得喪及びその経緯	行政手続法第五条第一項の審査基準、同法第十二条第一項の処分基準、同法第三十六条の行政指導指針及び同法第六条の標準処理期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	イ 審議会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。） ロ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。） ハ 立案に活用した調査又は研究に関する文書 ニ 行政手続法第三十九条に規定する意見公募手続を実施するための決裁文書 ホ 行政手続法第四十三条に規定する結果の公示等をするための決裁文書 ヘ 審査基準、処分基準及び行政指導指針を設定するための決裁文書 ト 標準処理期間を設定するための決裁文書	十年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・ 開催経緯 ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、提言 ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング ・ 審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・ 意見公募要領 ・ 提出意見 ・ 提出意見を考慮した結果及びその理由 ・ 審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・ 標準処理期間案

事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
	行政手続法 第二条第三 号に規定す る許認可等 に関する重 要な経緯	許認可等をするための決裁文 書（審査に関する重要な経緯 が記録された文書を含む。）	許認可等 の効力消 滅後五年	・ 審査案 ・ 理由
	行政手続法 第二条第四 号に規定す る不利益処 分に関する 重要な経緯	不利益処分をするための決裁 文書（処分に関する重要な経 緯が記録された文書を含 む。）	五年	・ 処分案 ・ 理由
	補助金等 （補助金等 に係る予算 の執行の適 正化に関す る法律（昭 和三十年法 律第七十九 号）第二 条第一項に 規定する補 助金等）の 交付に関す る重要な経 緯	イ 補助金等の交付の条件に 関する文書	補助金等 の交付に 係る事業 終了後五 年	・ 交付規則・ 交付要綱・ 実施要領 ・ 審査要領・ 選考基準
ロ 補助金等を交付するため の決裁文書（審査に関する 重要な経緯が記録された文 書を含む。）		・ 審査案 ・ 理由		
ハ 補助金等に係る予算の適 正化に関する法律第十四条 に規定する実績報告書		・ 実績報告書		
不服申立て に関する審 議会等にお ける検討そ の他の重要 な経緯	イ 不服申立書（口頭による 不服申立ての場合は、陳述 の内容を録取した文書）	裁決又は 決定その 他の処分 後十年	・ 不服申立書 ・ 録取書	
	ロ 審議会等における検討に 関する文書（議事が記録さ れた文書、提出された文 書、答申、建議又は意見が		・ 諮問 ・ 議事概要・ 議事録 ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見	

事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例		
		記録された文書を含む。)		<ul style="list-style-type: none"> ・弁明書 ・反論書 ・意見書 		
		ハ 不服申立てに対する裁決 又は決定その他の処分をす るための決裁文書（審理に 関する重要な経緯が記録さ れた文書を含む。）				
		ニ 裁決書又は決定書			・裁決・決定書	
		訴訟の提起 及び遂行そ の他の訴訟 に関する重 要な経緯	イ 国又は行政機関を当事者 とする訴訟の提起に関する 文書	訴訟終結 後十年	<ul style="list-style-type: none"> ・訴状 ・期日呼出状 	
			ロ 国又は行政機関を当事者 とする訴訟の遂行に関する 文書			<ul style="list-style-type: none"> ・遂行方針 ・訴状 ・答弁書・準備書面 ・口頭弁論 ・証人調書・鑑定書
			ハ 国又は行政機関を当事者 とする訴訟の判決書			<ul style="list-style-type: none"> ・判決書 ・和解調書
十二 法人の権 利義務の 得喪及び その経緯	行政手続法 第五条第一 項の審査基 準、同法第 十二条第一 項の処分基 準、同法第 三十六条の 行政指導指 針及び同法 第六条の標 準処理期間 に関する立 案の検討そ の他の重要 な経緯	イ 審議会等における立案の 検討に関する文書（議事が 記録された文書、提出され た文書、答申、建議又は意 見が記録された文書を含 む。）	十年	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 		
		ロ 懇談会等における立案の 検討に関する文書（議事が 記録された文書、提出され た文書、報告又は意見が記 録された文書を含む。）		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、 提言 		
		ハ 立案に活用した調査又は 研究に関する文書		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング 		
		ニ 行政手続法第三十九条に		・審査基準案・処分基準		

事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
		規定する意見公募手続を実施するための決裁文書		案・行政指導指針案 ・意見公募要領
		ホ 行政手続法第四十三条に規定する結果の公示等をするための決裁文書		・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由
		ヘ 審査基準、処分基準及び行政指導指針を設定するための決裁文書		・審査基準案・処分基準案 ・行政指導指針案
		ト 標準処理期間を設定するための決裁文書		・標準処理期間案
	行政手続法第二条第三号に規定する許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書（審査に関する重要な経緯が記録された文書を含む。）	許認可等の効力消滅後五年	・審査案 ・理由
	行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書（処分に関する重要な経緯が記録された文書を含む。）	五年	・処分案 ・理由
	補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等）の交付（地方公共団体に対する交付	イ 補助金等の交付の条件に関する文書 ロ 補助金等を交付するための決裁文書（審査に関する重要な経緯が記録された文書を含む。） ハ 補助金等に係る予算の適正化に関する法律第十四条に規定する実績報告書	補助金等の交付に係る事業終了後五年	・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由 ・実績報告書

事項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
		を含む。)に関する重要な経緯			
		不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	イ 不服申立書（口頭による不服申立ての場合は、陳述の内容を録取した文書）	裁決又は決定その他の処分 後十年	・不服申立書 ・録取書
	ロ 審議会等における検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。）		・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・答申、建議、意見		
	ハ 不服申立てに対する裁決又は決定その他の処分をするための決裁文書（審理に関する重要な経緯が記録された文書を含む。）		・弁明書 ・反論書 ・意見書		
	ニ 裁決書又は決定書		・裁決・決定書		
		訴訟の提起及び遂行その他の訴訟に関する重要な経緯	イ 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起に関する文書	訴訟終結 後十年	・訴状 ・期日呼出状
	ロ 国又は行政機関を当事者とする訴訟の遂行に関する文書		・遂行方針 ・訴状 ・答弁書・準備書面 ・口頭弁論 ・証人調書・鑑定書		
	ハ 国又は行政機関を当事者とする訴訟の判決書		・判決書 ・和解調書		
職員の人事に関する事項					
十三	職員の人事に関する事項	人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一	イ 人事評価の実施に関する規程の立案に活用した調査又は研究に関する文書	十年	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
			ロ 人事評価の実施に関する規程を制定又は変更するた		・規程案 ・協議案

事 項		業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
		号) 第一条 に規定する 人事評価の 実施に關す る規程の制 定又は変更 及びその経 緯	めの決裁文書及び内閣総理 大臣との協議に關する文書 (協議案及び内閣総理大臣 の回答書を含む。)又は内 閣総理大臣に対する報告に 關する文書		・回答書
		職員の研修 の実施に關 する計画の 立案の検討	イ 職員の研修の実施に關す る計画の立案に活用した調 査又は研究に關する文書	三年	・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング
	その他の職 員の研修に 關する重要 な経緯	ロ 職員の研修の実施に關す る計画を制定又は改廃する ための決裁文書	・計画案		
		ハ 職員の研修の実施状況に 關する文書	・実績		
		職員の兼業 の許可	職員の兼業の許可に關する内 閣府令(昭和四十一年総理府 令第五号)第二条に規定する 兼業許可申請書及び承認書	三年	・申請書 ・承認書
		退職手当の 支給	退職手当の支給に關する文書	支給制限 等の処分 を行うこ とができ なくなっ たときま での期間 又は五年 のいずれ か長い期 間	・調書
その他の事項					
十	告示、訓	内閣府設置	イ 審議会等における立案の	十年	・基本方針

事 項		業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例	
四	令及び通達 の制定 又は改廃 及びその 経緯	法第七条第五項及び国家行政組織法第十四条第一項に規定する告示の立案の検討その他の重要な経緯	検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。）		・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	
			ロ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。）		・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言	
			ハ 立案に活用した調査又は研究に関する文書		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	
			ニ 行政手続法第三十九条に規定する意見公募手続を実施するための決裁文書		・告示案 ・意見公募要領	
			ホ 行政手続法第四十三条に規定する結果の公示等をするための決裁文書		・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由	
			ヘ 制定又は改廃のための決裁文書		・告示案	
			ト 官報公示に関する文書		・官報の写し	
		内閣府設置法第七条第六項及び国家行政組織法第十四条第二項に規定する訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯	イ 立案に活用した調査又は研究に関する文書		十年	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
			ロ 制定又は改廃のための決裁文書			・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案

事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
予算及び 決算に関 する事項	歳入歳出等 の見積書類 の作製その 他の予算に 関する重要 な経緯	イ 財政法第十七条第二項の 規定による歳入歳出等の見 積書類の作製の基礎となっ た方針及び意思決定その他 の重要な経緯が記録された 文書（財務大臣に送付した 歳入歳出等の見積書類を含 む。）	十年	<ul style="list-style-type: none"> ・概算要求の方針 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・概算要求書
		ロ 財政法第二十条第二項の 規定による予定経費要求書 等の作製の基礎となった方 針及び意思決定その他の重 要な経緯が記録された文書 （財務大臣に送付した予定 経費要求書等を含む。）		<ul style="list-style-type: none"> ・予定経費要求書 ・継続費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要求 書
		ハ イ及びロに掲げるものの ほか、行政機関における予 算に関する重要な経緯が記 録された文書		<ul style="list-style-type: none"> ・行政事業レビュー ・執行状況調査
	歳入及び歳 出の決算報 告書並びに 国の債務に 関する計算 書の作製そ 他の決算 に関する重 要な経緯	イ 財政法第三十七条第一項 の規定による歳入及び歳出 の決算報告書並びに国の債 務に関する計算書の作製の 基礎となった方針及び意思 決定その他の重要な経緯が 記録された文書（財務大臣 に送付した歳入及び歳出の 決算報告書並びに国の債務 に関する計算書を含む。）	五年	<ul style="list-style-type: none"> ・歳出の決算報告書 ・国の債務に関する計算 書
		ロ 財政法第三十七条第三項 の規定による継続費決算報 告書の作製の基礎となった 方針及び意思決定その他の 重要な経緯が記録された文		<ul style="list-style-type: none"> ・継続費決算報告書

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
		書（財務大臣に送付した継続費決算報告書を含む。）		
		ハ 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第二十一条の規定による歳入徴収額計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（会計検査院に送付した歳入徴収額計算書を含む。）		・歳入徴収額計算書
		ニ 予算決算及び会計令第二十二條の規定による支出計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（会計検査院に送付した支出計算書、証拠書類その他必要な書類を含む。）		・支出計算書
		ホ 予算決算及び会計令第百三十条から第百三十五条までに規定する帳簿		・歳入簿・歳出簿・支払計画差引簿 ・徴収簿 ・支出決定簿 ・支出簿 ・支出負担行為差引簿 ・支出負担行為認証官の帳簿
		ヘ 会計検査院の検査に関する重要な経緯（会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四條の規定により会計検査院に提出した計算書及び証拠書類を含む。）		・計算書 ・証拠書 ・意見又は処置要求

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例	
		ト 財政法第三十五条第二項の規定による予備費に係る調書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予備費に係る調書を含む。）		・ 調書	
		チ イからトまでに掲げるもののほか、行政機関における決算に関する重要な経緯が記録された文書		・ 警告決議に対する措置 ・ 指摘事項に対する措置	
	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	イ 行政機関の機構の新設、改正及び廃止の要求の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（総務大臣に送付した要求書を含む。）	十年	・ 大臣指示 ・ 政務三役会議の決定 ・ 省内調整 ・ 機構要求書
			ロ 行政機関の定員の設置、増減及び廃止の要求の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（総務大臣に送付した要求書を含む。）		・ 大臣指示 ・ 政務三役会議の決定 ・ 省内調整 ・ 定員要求書
			ハ イ及びロに掲げるもののほか、行政機関における機構及び定員に関する重要な経緯が記録された文書		・ 定員合理化計画
	独立行政法人等に関する事項	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条及び国立大学法	イ 立案に活用した調査又は研究に関する文書	十年	・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング
ロ 独立行政法人通則法第十二条に規定する独立行政法人評価委員会及び国立大学			・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事概要・議事録		

事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
	人法（平成十五年法律第百十二号）第三十条に規定する中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	法人法第九条に規定する国立大学法人評価委員会における中期目標の制定又は変更の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、意見が記録された文書を含む。）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 配付資料 ・ 意見
		ハ 中期目標の制定又は変更をするための決裁文書		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標案
		ニ 独立行政法人通則法第三十条及び国立大学法人法第三十一条に規定する中期計画並びに独立行政法人通則法第三十三条（国立大学法人法第三十五条において準用する場合を含む。）に規定する中期目標に係る事業報告書その他の独立行政法人及び国立大学法人等における中期目標の達成に関する文書		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画 ・ 年度計画 ・ 事業報告書
	独立行政法人通則法第六十四条（国立大学法人法第三十五条において準用する場合を含む。）に規定する報告及び検査その他の指導監督	イ 独立行政法人通則法第六十四条（国立大学法人法第三十五条において準用する場合を含む。）に規定する報告及び検査の内容が記録された文書	五年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告 ・ 検査
		ロ 独立行政法人通則法第六十五条（国立大学法人法第三十五条において準用する場合を含む。）に規定する違法行為等の是正その他必要とされる措置の内容が記録された文書		<ul style="list-style-type: none"> ・ 是正措置の要求 ・ 是正措置

事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
政策評価 に関する 事項	行政機関が 行う政策の 評価に関する 法律（平成十三年法律第八十六号）第六条に規定する基本計画の立案の検討、同法第十条に規定する評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	イ 懇談会等における基本計画の立案その他の政策評価の実施の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。）	十年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、提言
		ロ 基本計画の立案その他の政策評価の実施に活用した調査又は研究に関する文書		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング
		ハ 行政機関が行う政策の評価に関する法律第六条に規定する基本計画の制定又は変更をするための決裁文書及び総務大臣に通知した文書		<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画面案 ・ 通知
		ニ 行政機関が行う政策の評価に関する法律第七条に規定する事後評価の実施計画の制定又は変更をするための決裁文書及び総務大臣に通知した文書		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事後評価の実施計画面案 ・ 通知
		ホ 行政機関が行う政策の評価に関する法律第十条に規定する評価書（要旨を含む。）の作成のための決裁文書及び総務大臣に送付した文書		<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価書 ・ 評価書要旨
		ヘ 行政機関が行う政策の評価に関する法律第十一条に規定する当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況の作成のため		<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策への反映状況案 ・ 通知

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
		の決裁文書及び総務大臣に通知した文書		
公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	イ 事業計画の立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書	事業終了後五年	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 政務三役会議の決定
		ロ 審議会等における事業計画の立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。）		<ul style="list-style-type: none"> 開催経緯 諮問 議事概要・議事録 配付資料 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
		ハ 懇談会等における事業計画の立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。）		<ul style="list-style-type: none"> 開催経緯 議事概要・議事録 配付資料 中間報告、最終報告、提言
		ニ 事業計画の立案その他の事業の実施に活用した調査又は研究に関する文書		<ul style="list-style-type: none"> 外国・自治体・民間企業の状況調査 関係団体・関係者のヒアリング 環境影響評価準備書 環境影響評価書
		ホ 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成十三年政令第三百二十三号）第三条第三号に規定する事前評価その他の政策評価に関する文書		<ul style="list-style-type: none"> 事業評価書
		ヘ 公共用地の取得その他の事項についての関係行政機		<ul style="list-style-type: none"> 協議・調整経緯

事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
		関、地方公共団体及びその 他関係者との協議又は調整 に関する文書 ト 事業を実施するための決 裁文書 チ 入札及び契約に関する文 書（工事の経費積算が記録 された文書を含む。） リ 事業の施工に関する文書 （工事誌、事業完了報告書 を含む。）		<ul style="list-style-type: none"> ・実施案 ・経費積算 ・仕様書 ・業者選定基準 ・入札結果 ・工事誌 ・事業完了報告書
栄典又は 表彰に関 する事項	栄典又は表 彰の授与又 ははく奪の 重要な経緯	栄典又は表彰の授与又ははく 奪をするための決裁文書及び 伝達の文書	十年	<ul style="list-style-type: none"> ・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿
国会及び 審議会等 における 審議に関 する事項	国会審議 （前項まで に規定する ものを除 く。）	国会審議に関する文書（趣旨 の説明、想定される質問に対 する回答が記録された文書、 審議の記録を含む。）	十年	<ul style="list-style-type: none"> ・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録
	審議会等 （前項まで に規定する ものを除 く。）	イ 議事の手続その他審議会 等の運営方法が記録された 文書	十年	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問
		ロ 議事が記録された文書		<ul style="list-style-type: none"> ・議事概要・議事録
		ハ 提出された文書		<ul style="list-style-type: none"> ・配付資料
	ニ 答申、建議又は意見が記 録された文書	<ul style="list-style-type: none"> ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 		

事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 決裁文書とは、行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書をいう。 二 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。）とは、閣僚委員会、副大臣会議その他の大臣等（副大臣、大臣政務官を含む。）の合議により決定又は了解を行う会議をいう。 三 省議（これに準ずるものを含む。）とは、省議、政務三役会議その他の大臣等（副大臣、大臣政務官を含む。）の合議により決定又は了解を行う会議をいう。 四 職員の人事に関する事項について、内閣府令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣府令、人事院規則の規定による。 				